

法務省厚第8号

法務省組織規則（平成13年法務省令第1号）第33条の規定及び平成13年1月6日付け法務省秘組第9号官房長通知「大臣官房における事務分掌及び組織の細則について」に基づき、法務省大臣官房厚生管理官事務分掌規程を次のように定める。

平成13年1月6日

法務省大臣官房厚生管理官 樋口昭吉

法務省大臣官房厚生管理官事務分掌規程

（管理官補佐）

第1条 厚生管理官に、管理官補佐（補佐官）を置く。

2 管理官補佐（補佐官）は、厚生管理官を補佐し、命を受けて、厚生管理官の事務を処理する。

3 管理官補佐（補佐官）の事務の分担は、別に厚生管理官が定める。

4 管理官補佐（補佐官）のうち総括補佐官を命ぜられた者は、厚生管理官の庶務に関する事務を総括する。

5 管理官補佐（補佐官）のうち上席補佐官を命ぜられた者は、厚生管理官の複雑困難な事務を担当する。

（法務専門職）

第2条 厚生管理官に、法務専門職（法務専門官）を置く。

2 法務専門職（法務専門官）は、命を受けて、厚生管理官の専門的事務に従事する。

3 法務専門職（法務専門官）のうち上席法務専門官を命ぜられた者は、厚生管理官の複雑困難な専門的事務を担当する。

（看護師長）

第3条 厚生管理官に、看護師長を置く。

2 看護師長は、命を受けて、法務省共済組合（以下「共済組合」という。）の本部直営の診療所における看護に関する事務をつかさどる。

（厚生管理官に置く係）

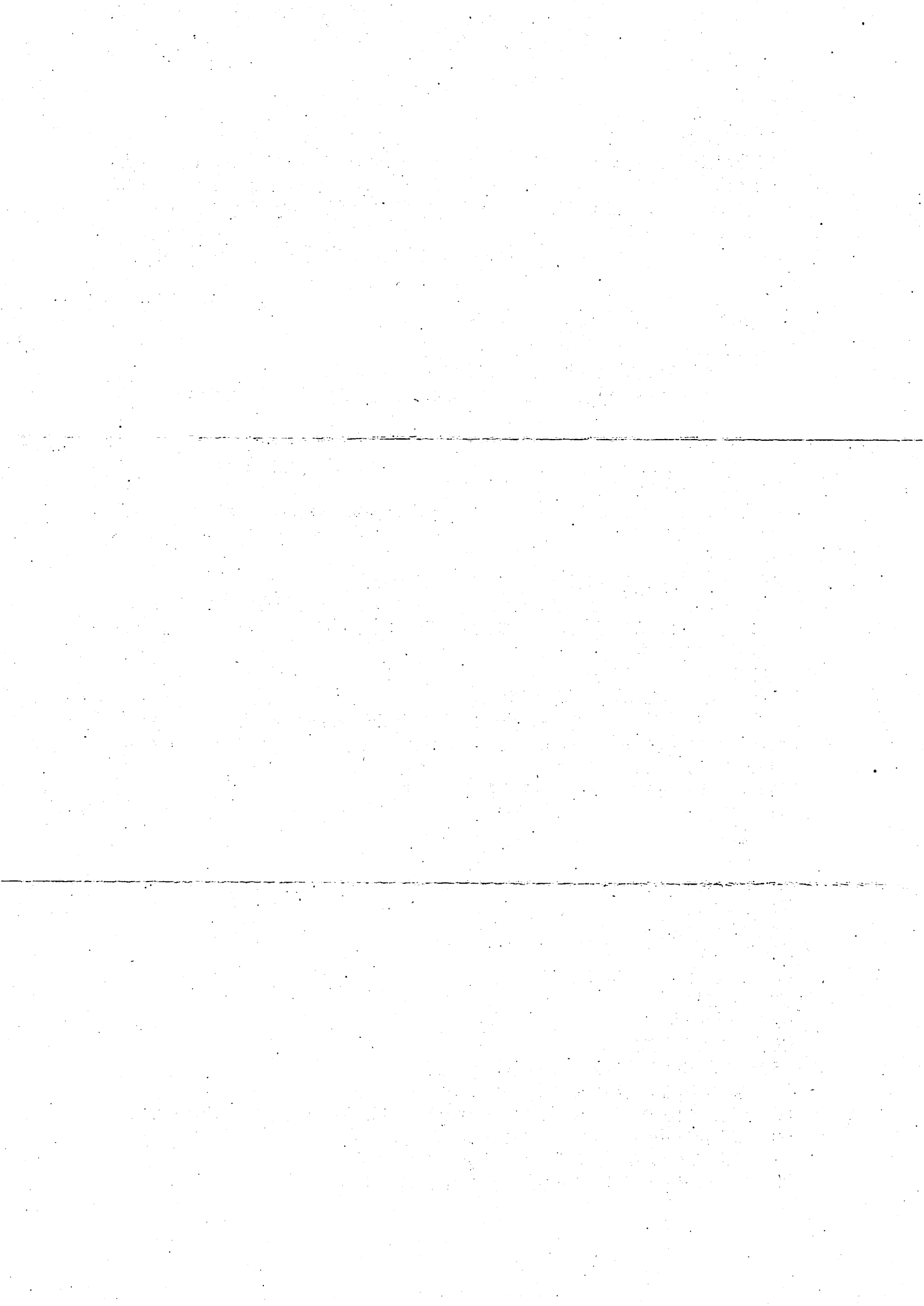
第4条 厚生管理官に、次の10係を置く。

- (1) 庶務係
- (2) 能率係
- (3) 企画係
- (4) 医療係
- (5) 貸付係
- (6) 事業企画係
- (7) 事業係
- (8) 短期給付係
- (9) 年金係
- (10) 災害補償係

（庶務係の所掌事務）

第5条 庶務係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 厚生管理官の官印の保管に関する事。
- (2) 厚生管理官の所掌に係る公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- (3) 厚生管理官の機構及び定員に関する事。
- (4) 厚生管理官の所掌事務に関する広報に関する事。
- (5) 厚生管理官の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事。



- (6) 厚生管理官の所掌に係る経費の予算及び会計に関すること。
- (7) 厚生管理官所管の物品の管理に関すること。
- (8) 厚生管理官の職員の福利厚生に関すること。
- (9) 厚生管理官の職員に貸与する宿舍に関すること。
- (10) 共済組合の代表者印、本部長印、副本部長印、法務本省支部長印及び出納役印並びに共済組合の本部印及び法務本省支部印の保管に関すること。
- (11) 共済組合に関する文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- (12) 共済組合職員の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- (13) 共済組合職員の福利厚生に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、厚生管理官の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(能率係の所掌事務)

第6条 能率係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法務省の職員の福利厚生に関すること（共済組合に関する事務を除く。）。
- (2) 法務省の職員の児童手当及び子ども手当に関すること。
- (3) 雇用保険及び社会保険に関する連絡事務に関すること。
- (4) 勤労者財産形成貯蓄等に関すること。

(企画係の所掌事務)

第7条 企画係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 共済組合の所掌事務のうち重要事項に係るものの企画、立案及び調整に関すること。
- (2) 法務省共済組合運営審議会の庶務に関すること。
- (3) 法務省共済組合定款及び法務省共済組合運営規則に関すること。
- (4) 共済組合が行う事業の統計及び資料の整備に関すること。
- (5) 共済組合の事務に要する費用に関すること。
- (6) 共済組合に関する事務の監査に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、共済組合に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(医療係の所掌事務)

第8条 医療係は、共済組合が行う健康の保持増進のための医療施設の経営に関する事務をつかさどる。

(貸付係の所掌事務)

第9条 貸付係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 共済組合が行う貸付けに関すること。
- (2) 共済組合が行う貯金の受入れ又はその運用に関すること。
- (3) 共済組合が行う財形持家融資事業に関すること。
- (4) 共済組合が行う団体契約に係る保険に関すること。

(事業企画係の所掌事務)

第10条 事業企画係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 共済組合が行う福利厚生に関する企画及び立案等に関すること（企画係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 共済組合が行う健康の保持増進に関すること（医療係の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 共済組合が行う物資の供給に関すること。

(事業係の所掌事務)

第11条 事業係は、共済組合法務本省支部に関する事務をつかさどる。

(短期給付係の所掌事務)

第12条 短期給付係は、共済組合が行う短期給付に関する事務をつかさどる。

(年金係の所掌事務)

第13条 年金係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 恩給に関する連絡事務に関する事。
- (2) 長期給付に関する連絡事務に関する事。
- (3) 標準報酬に関する連絡事務に関する事。

(災害補償係の所掌事務)

第14条 災害補償係は、法務省の職員の災害補償に関する事務をつかさどる。

(係主任)

第15条 厚生管理官が指定する係に、係主任を置く。

2 係主任の担当する事務は、別に厚生管理官が定める。

附 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日法務省厚第103号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月14日法務省厚第71号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月17日法務省厚第76号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日法務省厚第57号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日法務省厚第54号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。